

会報誌「ドローン Magazine」『保存版』

入会時（入会后）に確認する決まり事や基本的なルール

北海道ドローン研究会

北海道ドローン研究会への入会有難うございます。🌈

会には多くの方が参加し複数のコミュニケーションツールを活用して運用しています、基本的な周知事項やルールを理解されて参加をお願いします。

「聞いていなかった」、 「まえはそうじゃなかった」、 「知らなかった」、
「説明がなかった」 「読んでいなかった」と言う方も多くなっています。 再度の周知徹底です。

「新たに参加された方」は当然ですが、「発会時期から参加の方」も発会時から追記や変更も多くあります、北海道ドローン研究会会員として守って頂く事を再確認してください。

🔗=====🔗=====🔗===== 目次 =====🔗=====🔗=====🔗

- 1 本会全般のルールについて
- 2 国の定める関連法規の遵守 おさらいです、が細かく見ましょう！
- 3 ドローンに関する傷害等の保険について
- 4 LINE（グループLINE）について
- 5 Paypay の取扱いについて
- 6 メーリングリスト（ML）について
- 7 集会参加時の心得と注意
- 8 各種の会議について
- 9 リモート会議 Google meet について
- 10 練習場使用について
- 11 DCS 等での火の取扱い 防火管理
- 12 なぜ多用するの おまけ資料

🌟 番外編

🔗=====🔗=====🔗===== 目次 =====🔗=====🔗=====🔗

1 本会全般のルールについて

- ・会則が全てです、会則に規定のされていない部分は世間一般の常識の範囲内となります。
「読んだふり」や「時間が無い」から・「面倒だから後で読む」又は「必要な時に読めばいいだろ」ではありません、必ず一読され、疑問に思う部分も必ず質問をして下さい。
- ・ドローンの飛行やキャンプ地での活動に於ける安全については、安全規則、同細則を確認してください、本会独自の安全基準や決め事も記載されています。
- ・個人情報や肖像権等のプライバシーポリシーは個人情報及び肖像権の取扱い要領を守って下さい。
- ・会の連絡事項や会員間の情報交換にはHPを始めとするSNS等を多用し、積極的に取り入れています、やったことが無い、やっていない、面倒くさい、ではなく積極的な参加をお願いします。

2 国の定める関連法規の遵守 おさらいです、が細かく見ましょう！

ドローンの飛行に関しては、「航空法」や「小型無人機等飛行禁止法」が主体です。

- ・「航空法」：「無人航空機」の飛行に関わる規制について「飛行の禁止空域」と「飛行の方法」の2種類があり、特定の飛行エリア・方法でのドローン飛行は無許可で実施してはいけません。

【飛行禁止エリア】

空港等周辺

高さ 150 メートル以上の上空

人口集中地区(DID 地区)

【飛行の方法】

日中に飛行すること

目視の範囲内で飛行すること

人や物、建物などからドローンまで 30 メートル以上の距離を確保すること

催し場所上空での飛行は禁止

凶器や火薬類など危険物の輸送は禁止

物件投下は禁止

・「小型無人機等飛行禁止法」

国の重要施設周辺などにおいて、ドローンを含む「小型無人機」の飛行を禁止する法律です。

国会議事堂、総理大臣官邸その他の**国家の重要施設等**、**外国公館等**、**防衛関係施設**及び**原子力事業所の周辺**
(機体の重量にかかわらずすべてのドローンが規制対象)



・プライバシーや肖像権の侵害

人が多く集まる場所や風景をドローンで撮影し第三者が写り込むと「プライバシー権・肖像権」の侵害に抵触する可能性がある。

※1 項の「個人情報や肖像権等のプライバシーポリシーは**個人情報及び肖像権の取扱い要領**」を参照。

・道路交通法

ドローンの飛行そのものを禁止するルールはないが、飛行方法によっては許可申請が必要となる。

(例：道路から離着陸を行う、道路上で低空飛行を行う場合は許可申請が必要)

・重要文化財保護法

国の指定する重要文化財及びその周辺では、ドローンの飛行が禁止されている場合がある。

「重要文化財」

重要文化財では文化財を傷つけないために飛行禁止エリアが定められている、出雲大社や伊勢神宮などの重要文化財では、神社の境内や周辺の社有地など周辺エリアにおけるドローンの飛行を禁止している。

(管理者が敷地内でドローンの飛行を禁止する看板を提示している場合もある、事前確認が必要)

・電波法

無線設備を使用する場合、総務大臣の免許や登録を受け無線局を開設する必要がある。

(5.7Ghz 帯・5.8Ghz 帯の無線を使用する場合は無線資格と開局手続きが必要)

「注意」

- ・注意が必要な周波数帯が 5.7Ghz・5.8Ghz です、産業向けのドローンやドローンレースで使用される FPV ゴーグルはこの周波数帯が使われており、無線資格と開局の必要がある。
- ・趣味で利用する場合は「アマチュア無線技士(4 級以上)」
- ・業務で利用する場合は「陸上特殊無線技士(3 級以上)」の**資格と開局**が必要です。

・技適マークが付いていないドローンは電波法違反になる **要確認です**

(海外で購入した FPV 対応のドローンは技適マークが付いていない場合が多い)

・民法

「土地所有権の範囲」において、土地の所有権はその土地の上空・地下にまで及ぶと定められています。具体的に数値は明記されていないが、一般的に有効と認識されているのは **300メートル上空が多い**です。他人の土地で飛行させた場合は「**所有権の侵害**」、何らかの損害が発生すれば「**損害賠償請求**」もされる。

・自然公園法

優れた自然の風景地であり、環境大臣または都道府県により指定された公園のことを「自然公園」と呼ぶ。自然公園内でドローンを飛ばしたい場合、自然公園法により定められたルールを遵守しなければならない。

「立入禁止区域への立入や迷惑行為」

「立入禁止区域・利用調整地区」に入る・木竹を損傷する・他の利用者に迷惑行為を行うことが禁止。

◎立入禁止区域や利用調整地区への立ち入りや木竹の損傷を伴うドローンの飛行については、環境大臣・都道府県知事の許可を受けた場合のみ可能。

・都立公園法

省略

・用途によって関わる法律一覧

「ドローンで農薬散布を行う場合」

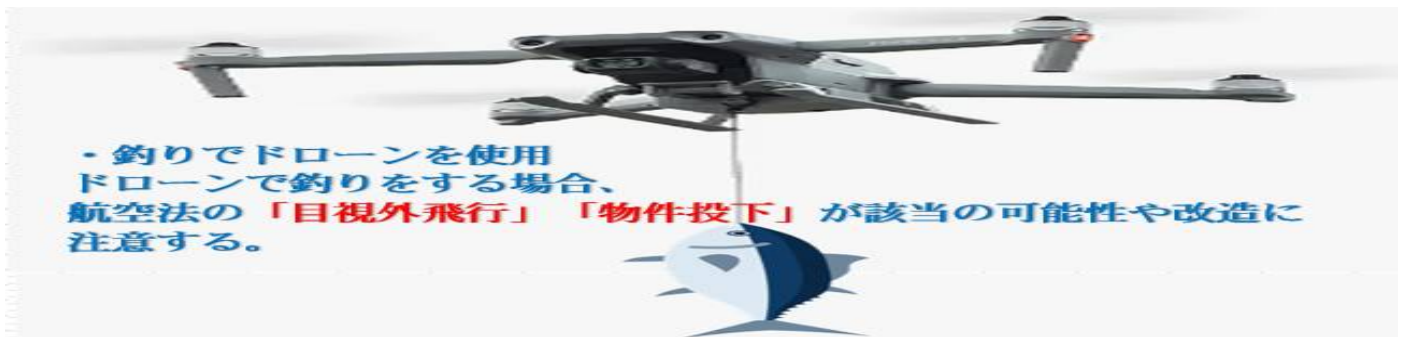
ドローンでの農薬散布は航空法で規制されている飛行方法の「危険物輸送」と「物件投下」に該当する。

(事前に国土交通大臣へ事前の許可申請が必要)

(「農薬取締法」も注意)

農薬散布を行う場合は農薬ラベルに記載の使用方法を遵守し、ドリフトが起こらないように注意する。

・釣りでドローンを使用



・空撮した動画や画像をネットで公開

前記のプライバシーや肖像権の侵害を参照

・ドローンを自作した場合に関わる法律

「特殊機体の製造に挑む企業」、「パーツの組み立てを趣味として楽しむ方」、自作する目的は種々有りますが自作したドローンは国土交通省への機体登録が必要です。全ての **100g 以上の機体は登録が必須**です。

3 ドローンに関する傷害等の保険について

保険の加入については当会の**集会参加時は必須**です、個人的に飛行する場合は関与しませんが会の管理施設や物品を使用する場合も必須です。

「注意事項」

保険の加入の解る資料を事務局に送付

保険の対象と期間に注意

DJI 社無付帯償賠償責任保険は、その機体のみで**1年間**です、失効と**他の保有機体**に注意

<https://drone.aeroentry.jp/insurance/free>

※一般的には

ソラパス（損害保険ジャパン（株））5,000 円／年

<https://www.sorapass.com/information/index.html>

1 日保険（楽天損害保険株式会社）200 円／日

<https://www.rakuten-sonpo.co.jp/simple/tabid/1082/Default.aspx>



The image shows a promotional banner for 'SORAPASS care'. On the left, the logo 'SORAPASS care' is displayed in white and yellow text on a blue background, with a white drone flying below it. On the right, there is a smaller image of a drone and a text box containing the following information:

ドローン保険
もしもの操作ミス・アクシデントに備える安心の補償
保険料：200円
責任期間（補償期間）：1日

二次元バーコードを読み込んで
スマートフォン・タブレットからご利用ください。
■推奨OS iOS 11以上 Android 6.x以上



4 LINE（グループLINE）について

会では複数のグループLINEを使っています、個人間のLINEを含め大人のマナーを守りましょう。

会としてのお約束

- ・全会員に共通する情報や連絡事項は「あらんどローン」で行い、例えばキャンプ部内での情報は「HDS-CAMP グループ」で、無線部のみに関する情報等は「HDS-HAM グループ」に投稿する。（その他、同じ）
（キャンプ部に参加していない会員がキャンプの話ばかりでは嫌になる）
- ・通知設定がにぎやかな方は自分の通知設定で制限する。← LINE は見たいときに定期的に見れば良い
（会員の行動パターンによっては夜間や夜中に送ることもある）
（通知がうるさい！は、自分で通知設定をやりましょう。）
- ・新たな会員が参加された時 **大事ですよ**
新たに入会された方で手続きが完了すれば、「あらんどローン」に招待をします、この際事務局から簡単な紹介をしますので皆さんでお迎えしましょう。
新たな会員が参加し、自己紹介のお声を出してからお迎えの言葉をかけましょう。
（参加も自己紹介も無いのにフライング挨拶はやめましょう）（場合によってはリプライを活用します）
参加者が「こんにちは、宜しく・・・」と参加の挨拶をしているのに多くの会員が、**結果的に既読「無視」状態**です、**貴方が参加して初めてグループに声出しをした時を思い起こしてください**、忙しかったからとか後で書こうと思ったらタイミングを逃した、自分が書かなくても誰かが書くだろ的な考えはやめましょう。多くの皆さんの前で「こんにちは」と初めての挨拶ですがLINEでは多くの方が「知らん顔」状態になっています、大人の仲間ですよ、挨拶されれば挨拶ぐらいは返しましょう。
- ・集会等の画像はアルバムに投稿
（通常の投稿画像は約1週間で期限切れとなります）
（投稿画面が画像で見えづらくなる）
- ・説明等の画像等が複数枚ある場合は1枚ずつ投稿せず併せて1件の同時投稿とする。
（画面に画像が溢れてコメントが流れて見づらい）
（何回も送られると又か？ 又か？となり画面が流れて見づらい）
- ・集会への参加申し込みはグループ投稿をせず、必ず申込者宛の直LINEとする。
（集計者からは流れた画面から拾えなくなる）
- ・長い時間の動画や大容量のデータを投稿しない（一般的には数10秒又は数10Mbyte程度）
（端末や通信状況によっては受信に時間がかかり、通信料金にも影響する）
- ・あらんどローンの入退会は本会への入退会と直結しています、グループに参加すれば本会に入会で、離脱すれば本会の退会となります（会則）ので退会時は手順を踏みましょう（退会申込書）

一般的なマナー

- ・真面目な話に「即レス」する
(内容をよく読んで理解したうえで返信する)
- ・個人的な話をグループトークに送る
(特定の方への情報や問いかけは直 LINE)
- ・既読スルー・未読スルーをする
(読んで直ぐに返事が出来なくても通常 1 日-2 日以内には返事が出来るはず)
- ・遅い時間に急なメッセージを送る
(返事や伝達を忘れる場合は下書きをしておこう)
(忘れてた、と言う言い訳はそれだけ軽視していました、と同じです) 大事な事は忘れない!
- ・自分からはメッセージを発信しなくても、返信が必要なメッセージがあれば普段、話に参加していなくても時間をおかずきちんと応える。
(グループ LINE は一度に多数の人と連絡を取れる便利なツール、貴方も参加者です)



5 メーリングリスト (ML) について

メーリングリスト (ML) サービスは各部会毎に開放しています、LINE と同じように、その部会毎にお使いください。

「hds-ml メーリングリスト」は配信専用です。送信投稿が必要な場合は他の ML や直メールをお使用の事。
(ML への配信は全加入者に配信されますので個人情報等の記載はご法度です)

6 Paypay の取扱いについて

Paypay は個人間では手数料も無く簡易にキャッシュレスが出来るシステムです。活動時に小銭や釣銭と言う作業や記録を誰がやりますか? そんな余分な事はせずにその時間も遊ばしましょう。

- ・複数のキャッシュレスの中で Paypay を使う理由は、最も普及し、参加店等も多い、「Business」とも連携されている、記録が残り集計が可能である。と言うことです。

「利用の注意」 必ず守って下さい

- 送金先を確認
- 送金時にコメントを必ず記載 「金額、氏名、内訳」例: 1,000 円、参加費、初飛 一郎
- 送金後に LINE で送金通知を行う

(Paypay は通称名の登録が通常です、また送金時の通知も飛びません、何処の誰が何故送ったかを記録)



7 各種の会議について

本会で採用している会議はリモート会議や LINE を使った役員会、理事会、分科会及び総会があります。ネット会議の場合はそれぞれのグループで発議されますので各会員は自由に発言をお願いします。総会の決議のみは正会員のみの決議となりますが全ての「会員」の参加と発言が可能です。

(但し、期日までに発言や意見の無い方は全て賛同とみなされます(会則)ので注意してください)

- ・全ての会員は発議権を有しています。
- ・正会員とは入会後に規定の条件を満たした会員であり且つ年会費を収めている会員とし決議権を有します。

8 リモート会議 Google meet について

リモート会議は原則として「Google meet」を活用しています、現在は、ほぼ休止中です、再開は？

9 集会参加時の心得と注意

各種の集会には積極的に参加しませんか、自己の人生で何を目標や生き甲斐にするかは個人の価値観の違いで尊重されるものですが、折角の趣味等で本会に参加されました、仕事の為に生活しているのか、生活の為に仕事をしているのかも自由です、参加型の北海道ドローン研究会です、皆さんで遊びましょう。

- ・集会の案内は年間計画で案が作られ1ヶ月以上前に案内がされます、早めの参加表明をしてください。
- ・集合場所は事前に確認：当日の集合時間前後になってLINEで「さ、迷っています」が非常に多いです。

(事務局は現地集合前に移動中>現地確認>現地調整等>諸準備となりLINEは見ませんよ)

(住所、地図で案内しています、HPやGoogle-Mapで事前確認をして不明事項は前日迄に問い合わせ)

- ・参加表明者には事前資料等を送付しています、現地での展開図、飛行エリアや注意事項、許可証等の写しです、ドタ参加しても必ず資料の確認が必要です。
- ・ドローンの飛行集会に於いては、安全管理規則、細則や該当地域の飛行可能エリア等を必ず事前確認し必要な手続きがある場合は自分で行ってください。

(会は飛行可能な場所の調整のみです、飛行申請や保険等については「貴方がパイロット」です)

10 練習場使用について

練習場(室内、屋外)の利用について、会員は原則無料で利用が可能です。室内の暖房用燃料代や屋外での体験者以外の非会員の参加については実費をお願いしています。

「盤溪特設飛行場」

使用の条件や駐車場の利用について厳守し、特に飛行空域を逸脱しない事、入退場通知を必ず行う事。

「札幌フェイズ室内練習場」

使用の遵守事項を確認し遵守する事。早めにフェイズさんに確認しましょう。

「ドローンキャンプサイト(DCS)の飛行や活用について」

道内各地のキャンプ地(DCS-〇〇〇)の利用に於いては、そのDCSの契約条件や利用基準により利用の申請や申入れを行い利用する。

11 DCS等での火の取扱い 防火管理

ドローンキャンプサイト(DCS)での火気全般の取扱い、特に焚火会(ボンボンファイヤーBonbonfire)活動時は注意をお願いします。

- ・詳細は焚火会のページに記載していますが、火を一人にしない事、寂しがって自己主張をしてきます。
- ・各地のDCSは基本的に焚火OK、直火OK、花火OK、大声OK、徹夜OKですが、多くの煙を伴う場合は最寄りの消防署に「揚煙届け」を必ず提出しましょう。

(通常で火や煙がない所から大量の煙や炎が見えると「火事」として通報され、地域から苦情が来る)

「マッチ1本、消火器1本」電話1本で「揚煙届け」

「注意事項」

焚火の場所を選ぶ：民家や灯油等の近くや周辺の枯草から隔離する

風の積要費はしない：火の粉での飛び火

火の始末：完全に消えるまで見とどける

初期消火用の消火器や水バケツを準備する

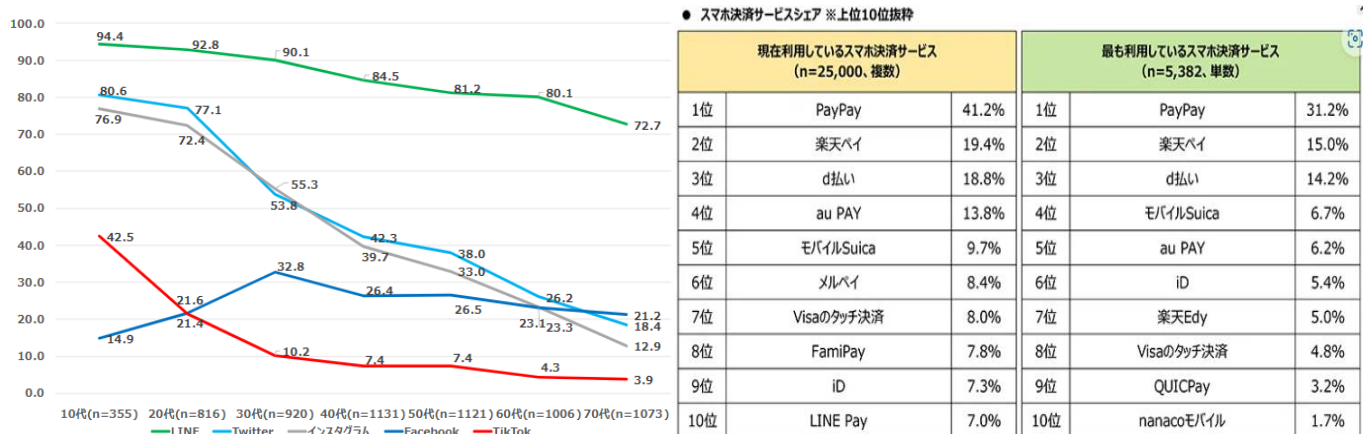
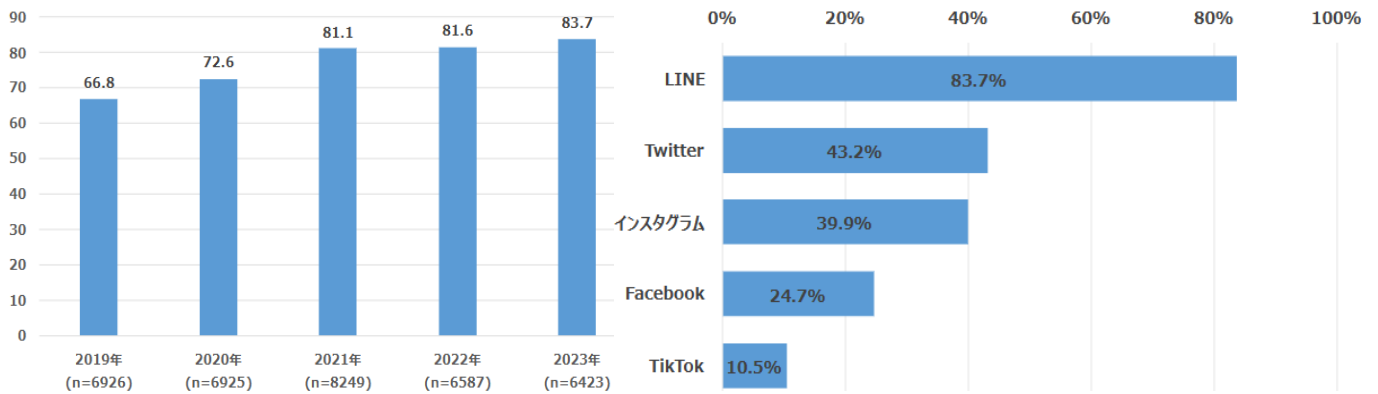


「焚火会」のページ

<http://www.hds.comdrone.net/20bonbonfire/bonbonfire.html>

1.2 なぜ多用するの おまけ資料

あらゆる SNS や HP、メールやキャッシュレス決済を多用するのは無料で便利なものは使わなければ損。



✂ 番外編 公的な申請と許可

各種の手続きに於ける注意事項や申請時に承諾した項目についても遵守しなければいけません、申請して許可されても**許可には必ず条件**が付いています。

・機体登録

2022年から100g以上の全てのドローン等については機体登録が義務化され、登録が必須です。登録が完了すると登録記号が付与され一定の基準に合致した機体として認められます。

「登録完了後の条件」

登録機体に付与された登録記号を物理的に表示する事

(リモートID機能があるドローンでは各種識別情報が発信される)

※未登録機の飛行は1年以下の懲役または50万円以下の罰金が科せられます。

※登録記号の未表示機体、リモートID機能未実装ドローンを飛行させた場合は50万円以下の罰金となる。

<登録申請方法・本人確認書類別の手数料>

登録申請方法	使用する本人確認書類	1機目	2機目以上 (1機目と同時申請の場合)
オンライン申請	マイナンバーカード、gBizID (法人の場合)	900円	890円/機
	上記以外 (運転免許証、パスポート等)	1,450円	1,050円/機
紙媒体による申請	—	2,400円	2,000円/機

・飛行申請 (飛行許可・承認手続き)

航空法において、国土交通大臣の許可や承認が必要となる空域及び方法での飛行 (特定飛行) を行う場合は、基本的に飛行許可・承認手続きが必要となり、下記の飛行カテゴリー決定のフロー図により決定する。

飛行カテゴリー決定のフロー図



「カテゴリー I 飛行」

特定飛行に該当しないため、飛行許可・承認申請は不要です。

「カテゴリー II 飛行」

特定飛行のうち空港等周辺、150m 以上の上空、催し場所上空、危険物輸送及び物件投下に係る飛行並びに最大離陸重量 25kg 以上の無人航空機の飛行（カテゴリー II [飛行許可・承認申請が必要な飛行]）については、**立入管理措置を講じた上で**、無人航空機操縦士の技能証明や機体認証の有無を問わず、**個別に許可・承認を受ける必要**があります。

特定飛行のうち上記の場合以外（DID 上空、夜間、目視外、人又は物件から 30m の距離を取らない飛行であって、飛行させる無人航空機の最大離陸重量が 25kg 未滿の場合）については、**立入管理措置を講じた上で、無人航空機操縦士の技能証明を受けた者が機体認証を受けた無人航空機を飛行させる場合**、飛行マニュアルの作成等無人航空機の飛行の安全を確保するために必要な措置を講じることにより、**許可・承認を不要**とする。（カテゴリー II [飛行許可・承認申請が不要な飛行]）。

※夜間での飛行及び目視外での飛行をカテゴリー II（飛行許可・承認申請が不要な飛行）として実施する場合は、**技能証明の限定変更が必要**となります。

・カテゴリー III 飛行

省略

・カテゴリー IV 飛行

省略

「注意事項」

飛行許可・承認手続きが承認された場合に於いて、標準マニュアル又は独自マニュアルに記載の各種条件は必ず遵守しましょう。

○「無人航空機飛行マニュアル」 制限表面・150m 以上・ DID ・夜間 ・目視外・ 30m ・ 催し ・危険物 ・物件投下 場所を特定した申請について適用

○「無人航空機飛行マニュアル」(DID ・夜間 ・目視外 ・ 30m ・ 危険物 ・ 物件投下 場所を特定しない申請について適用

◎独自マニュアルを作成

いずれの場合も承認された場合は、その条件に付いて申請者が申告したものであり「許可された」事実のみを考えずその条件である「点検・整備」、「点検・整備記録」の作成、各種「訓練」、「安全体制」の確保、「通報」、についても条件に基づいて遵守しなければいけません。

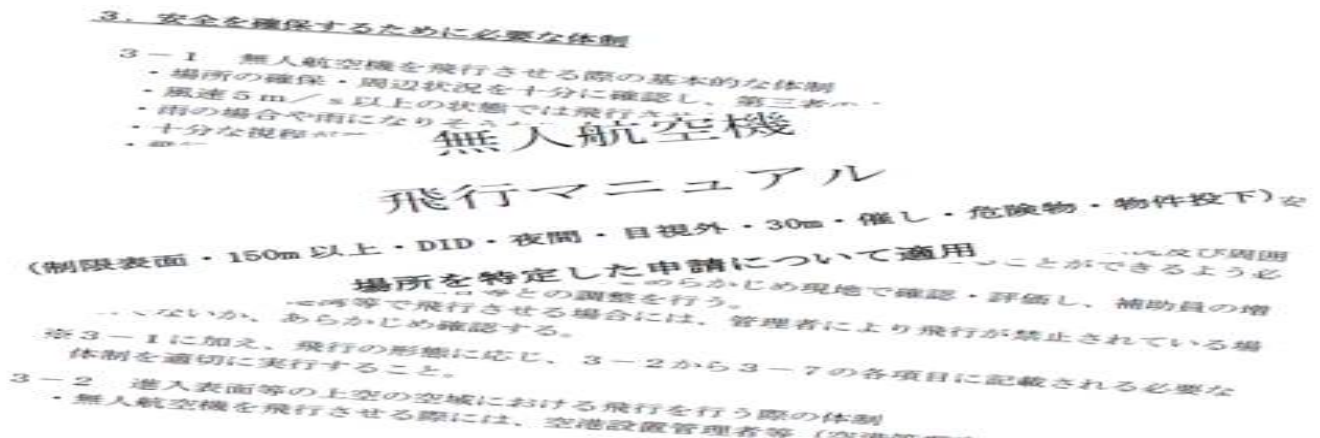
◎特に**補助者の配置**や訓練、**立ち入り制限**や規制する準備や資材、等々は確実に守った上で飛行する。

◎**目視外飛行で承認された場合は最小限1人以上の補助者**と共に飛行する事が必須です。

(目視外飛行も承認をもらっているからと単独での飛行はあり得ないのです)

※**補助者の技能レベルも操縦者と同等の知識や技能が要求されています。**

※**いずれの場合も申請者が、この様な条件で飛行しますから許可をお願いしますと申告したものです。**



✂ 資料

北海道ドローン研究会の関連資料抜粋 (HPのダウンロード、専用練習場、キャンプ部に掲載)

- ・北海道ドローン研究会会則
- ・同 (細則)
- ・同 (安全規則)
- ・同 (個人情報及び肖像権の取扱い要領)
- ・同 (キャンプ部部会則)
- ・同 (無線部定款)
- ・同 (盤溪特設飛行場使用条件 (遵守事項))、(中央区フェイズ室内練習場使用の遵守事項)
- ・同 キャンプ地使用規則 (各キャンプ地毎に掲載)

以上



札幌市西区西野4条10丁目12番12号

北海道ドローン研究会事務局 ドローン Magazine 編集部

JR8YQH 事務局 (JA5KTF/8) DJI CAMP スペシャリスト

甲種防火管理者 防火対象物点検資格者 防火管理業務に関する教育担当者

防災士 北海道防災マスター 職長安全衛生責任者

Clubhouse CLUB:「北海道ドローン研究会」

com@forest.ocn.ne.jp

<http://www.hds.comdrone.net/>